

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年11月24日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 橋本逸夫

平成28年11月24日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ① 参考人の意見聴取について 野上計行氏（元備前市副市長） ② 証人尋問について 末石 一氏 ③ 証人の不出頭について（秘密会） ④ 情報提供依頼について ⑤ 次回の委員会について 開催日程について	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
参考人の意見聴取（野上計行氏）	2
証人尋問（末石 一氏）	14
証人の不出頭について（秘密会）	22
情報提供依頼について	26
次回の委員会について	31
閉会	31

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成28年11月24日（木）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時32分	開会 ～	午後4時26分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	掛谷 繁			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠		
参 考 人	野上計行（元備前市副市長）			
証 人	末石 一			
事 務 局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	報道関係	山陽新聞	読売新聞	産経新聞
	一般傍聴	13人		
審査記録	次のとおり			

午後1時02分 開会

○橋本委員長 皆さん、こんにちは。

ただいまの御出席は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般、報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けいたしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は、11月2日開催の本特別委員会での決定により、参考人1名からの意見聴取と証人2名に対する尋問を行います。午後3時45分から予定をしておりました幡上義一氏につきましては、文書により出頭できない旨の通知がございましたので、お知らせします。このことへの対応につきましては、後ほど幹事会を開催して御協議いただきたいと思います。

***** 参考人の意見聴取（野上計行氏） *****

それでは、参考人の意見聴取についてを議題とします。

委員会の決定により、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例第29条第2項の規定に基づき参考人からの意見聴取を行います。

なお、参考人は地方自治法第100条第1項後段の証人とは異なり出頭、証言等について法的に強制されることはなく、第3項に規定をされる罰則を科されることはありません。参考人に対する意見聴取につきましては、あくまでも本特別委員会の調査目的を達成するために行うものでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、野上計行氏に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時05分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料1の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から順次質問を行います。

まず、大きな1点目でございますが、NPO法人片上まちづくりへの旧アルファビゼンの市所有の建物を賃貸借契約を行うことになった点につきまして、まず弁護士と事前に協議をなされたかどうかをお尋ねをいたします。

座ったままで結構ですので、挙手をしてください。

野上参考人。

○野上参考人 私が直接弁護士と協議しておりません。担当部署のほうで弁護士のところに行って協議、相談したと覚えております。

○橋本委員長 そのときの内容については何も報告は受けておられませんか。

○野上参考人 内容は契約書に一応示されてるとおりだと思います。

○橋本委員長 はい、わかりました。

1点目のこの弁護士との協議について、先ほどのような答弁内容でございますが、委員のほうから関連質問ございますでしょうか。

田原委員。

○田原委員 そのときの担当者はどなただったのでしょうか。

〔「これは……」と野上参考人発言する〕

○橋本委員長 挙手をお願いします。

野上参考人。

○野上参考人 あの建物自体の管理というのは産業建設部でありまして、契約に関しては財産関係が絡んでますから総務、だから総務部と産業建設部両方の対応だったと思いますね。

○野上参考人 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 具体的な担当者、部長なのか、課長なのか、具体的に庁議等で報告があったと思いますけれども、どなただったのでしょうか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 これは担当者はやっぱり部長だったと思います。

○橋本委員長 当時の部長はどなただったかは覚えておられませんか。

野上参考人。

○野上参考人 産業建設部はたしか三好部長じゃなかったかと思うんですけどね。それから、総務が森山部長ですか。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかに関連質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の質問に移ります。

賃貸借契約の中身の第11条に管理責任についてということで明示をされております。もうその次の分もずっと続けていけたらと思います。

第21条の第2項に損害賠償についてと、それから第22条の建物取り壊し特約についてということでそれぞれ契約がされておりますが、この点について当時副市長でありました野上さんの見解はどのように思っておられますでしょうか。

野上参考人。

○野上参考人 3点についてまとめて申し上げます。

まず、2項目めの第11条の管理責任について、これは契約書にも載ってますように借り受け者は善良なる管理責任において使用するという条項を盛り込んでます。それから、3点目の第21条2項、損害賠償について、これは借り受け者が損害を与えた場合は市が賠償請求をしますよという項目であります。それから、4項目めの第22条の建物取り壊し特約について、この件についてはいろいろ議論もあったんですが、これは後ほどもまた出てきますので、詳しくお話ししますが、これはあくまでも借り受け人であるNPO法人片上まちづくりの代表永井さんからの申し入れで借り受け条件として使用満了後に建物を取り壊し、更地にして返しますと。もし市が取り壊す場合には解体費用を負担するので、ぜひまちづくりに貸してほしいということで申し入れがありました。それらの申し入れがあったものだから、一応特約条項に盛り込んだということでもあります。

○橋本委員長 ただいまのような答弁でございますが、関連質問がある方は挙手の上お願いをいたします。

ございませんか。

田原委員。

○田原委員 それじゃあ、どなたもないようなんで、私のほうから。さきに当時の総務部長であった森山さんからの発言を求めたんです。そのときに、この契約書の文言、要するに契約書は相手側、NPO側から提案されたものに対して我々は協議したんだと、こういうような証言があったんですが、その辺はそれ間違いありませんか。こちらが契約書をつくって提案したのか、借り受け側がこういう契約書でいかがですかというような契約があったのかどうか、その辺はいかが

でしょう。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 あくまでも契約書の原本作成は市のほうでやったと思いますけどね、私は。記憶してはいますが。ただ、先ほども言いましたように建物取り壊し条項、これについては先ほども言いましたように相手方からの条件としての提示があったものですから特約として入れたということですね。当然、相手側とも協議、内容については協議をしたと思いますけど、あくまでも契約書の作成自体は市のほうでやったと思いますよ。私はそう記憶してはいますがね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、原案は市がつくったけれども、特約という面については向こう側から提案あったものだと、こういう受けとめ方でよろしいでしょうか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 いやいやいや、契約書にそれを向こうからの提案で受け入れたというんじゃなくて、契約書つくる以前の段階、賃貸をさせてくれえと、片上まちづくりに貸してほしいということと言われてるときにそういう条件を提示された。これは皆さんも御承知の方いらっしゃると思うんですけど、片上地区の市政懇談会で市民センターでやったときもそういう御意見が出されたと思います。これ聞かれてる方いらっしゃると思うんですが。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら、次の質問に移りたいと思います。

大きな質問事項の2点目、建物の賃貸借契約締結の事務責任者として、これが返ってきたときに、市へ返却されたときに電線が大量に盗難被害に遭っているということが発覚しました。それに対して市は管理責任を借り主側に追及しなかった、そういったことは野上元副市長も御存じだと思うんですが、そういったことに対する見解は何かお持ちでしょうか。

野上参考人。

○野上参考人 この件に関しては、私は21年5月末で退任していますから、その後の発生した事件だと思うんです。だから、この内容については私全然わからないんですが、私の在任中はその借り受け人のNPO法人片上まちづくりが建物を改修利用して事業を目指していると。そのための片づけ、それから準備作業中であつたと思います。管理責任を問うような状況は全然発生しておりませんでした。

○橋本委員長 ちょっと質問が悪かったんかと思いますが、電線が盗難被害に遭っているというのが発覚したのが平成23年の6月段階です。確におっしゃられるとおり野上参考人はその段階では副市長を退任しておられます。ただ、賃貸借契約を結ばれたときに、第11条に管理責任であるとか、あるいは第21条の第2項に損害賠償についていろいろと取り決めをしてあつたにも

かわらず、意外とすんなりと管理責任を追及しないまま終わったということで、それに対して当時の事務責任者として何らかの思いはございませんかという設問でございます。

野上参考人。

○野上参考人 契約書にも明記してあると思いますけど、管理責任は当然借り受け者が責任持ってやらないといけない問題ですから、当然市のほうも損害賠償をやってもいいと私は個人的には思いますね。こんな窃盗事件が起きてどうして警察も本気になって捜査しないのかなという私個人的な思いもあります。

○橋本委員長 委員の皆さん関連質問があれば。

ございませんか。

当時の事務責任者としての見解は今お聞きしたとおりでございます。

田原委員。

○田原委員 1の項目にまた返りますけどね、1棟貸しでNPOへ貸すことになりましたよね。そのときに担当者のいろいろな証言も今まで何人かにお尋ねしたんですけども、内部の什器備品ですね、什器備品について備品台帳が一切市側になかったと。それ、なかったということとあわせて持ち出しに、その備品の持ち出しについてどのような、この契約書にはないけれども、什器備品についてはどうぞ勝手に処分してくださいと言うたのかどうか、その辺おかしいじゃないかという意見がありましてね、その辺の什器備品の備品台帳の問題、それからそれを勝手に持ち出すことについての了解というか、その辺のことについてはどのような取り決め、どのような思いがあったのか、その点はいかがでしょうか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 私は、その件についてはそんな記憶は余りないんですけど、とにかく建物自体を1棟貸しするという事だけで、詳しい中身のその備品の調査とか、そういうふうなものをした覚えは私はないんですが。

○橋本委員長 とりたてて市のほうで、中の備品、什器備品類についても勝手にしてよろしいよというようなお墨つきを与えておったというようなことはないということで確認して……。

〔「それは覚えていませんね」と野上参考人発言する〕

野上参考人。

○野上参考人 それは覚えていませんね。

○橋本委員長 のようでございます。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続きましてこれももう当時退任をされておったんですが、この旧アルファビゼンがNPO法人から返却をされました、市に。その返却をされた以降、ほとんど短期間の間に備前市はこの建物を解体しないんだということを庁議で決定をされたというふう聞いております。当時、野上さんは副市長の立場ではなかったんですが、こういったことに対する御見解も当

時の事務責任者として何か思いがございませんでしょうか。

野上参考人。

○野上参考人 私の退任後にその解体をしないと決定したことに関しては全然わかりません。今初めてお聞きしたぐらいで。ただ、この貸借する以前の段階、貸借時の段階については一応建物を売却すると、それから1棟丸貸しする、そういうふうな解体も含めていろんな議論をやりました。議会でも同じようにやってもらったと思っております。最終的に公募もしたんですが、いい借り受け人が見当たらなかった。ほんで、最終的に解体するかなというふうなことにも議論がなりつつあったんですが、そこで片上まちづくりさんの地元のほうから強力な賃貸要請があったもんですから、じゃあ地元で発展するんであればというふうなことで地元で貸したという実情ですね。で、退任後に返却があった後に解体というのは私はちょっと全然覚えありませんし、知らなかったですね。

○橋本委員長 この件につきまして、関連質問ございませんか。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいようであれば次に移りますが。

いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この賃貸借契約にかかわる最後の質問でございますが、建物の賃貸借契約書のうち第22条の建物取り壊し特約の弁護士との協議について、これも当時もう副市長という職責から退任をされておるわけですから、なかなかお答えをしづらい問題ではないかなと思いますが、この弁護士等々と当時の執行部が協議をされたかどうか、そういったことについて当時の事務責任者として何らかの報告や相談は受けておられませんか。

野上参考人。

○野上参考人 先ほども少し申し上げましたけど、私は直接弁護士とは接見しておりません。担当部署が相談し、協議し、最終的に市長が決められたことであります。が、この取り壊し特約についてであります。弁護士の見解は一般的に建物を賃貸する場合の最終的な取り壊し、これはやっぱり建物の所有者がするのが当然であると。しかしながら、今回は相手側から、借り受け側から取り壊しの条件も提示されたわけであるから、一応特約条項の契約書には列記しても構わないだろうということは弁護士のほうから意見があったと記憶しております。

○橋本委員長 ただいまそのような答弁でございましたが、本件に関しまして関連質問ございませんか。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいようであれば、その次の設問に、質問に移りたいと思います。

まず、NPO法人片上まちづくりとの賃貸借契約と寄附金の返還についてということでござい

ますが、この旧アルファビゼンを購入する際に5, 550万円という多額の寄附金を市は収納しておりますが、これを当時合併直前であったと思うんですが、このときも恐らく野上さんはまだ副市長ではございませんでした。これらを市は基金として、整備基金として積み立てたという経過、経緯があるかと思いますが、そのあたりについていろいろと御存じの点がありましたら御説明を願いたいと思います。

野上参考人。

○野上参考人 私が就任以前の問題で詳しいことはわかりませんが、私が聞いている範囲では旧アルファビゼンは17年の3月ですね、当時の栗山市長時代に5, 550万円であるアルファビゼンを市が購入したと。寄附金も同じく17年の3月同時期に吉村武司氏外2名の個人と勝英自動車学校ですか、法人1社、この3名、4名からアルファビゼン整備のためというふうに記された同額の5, 550万円が寄附されております。市が受領して、一応一般寄附として収納したんですが、その条件に書かれてますから一応これを整備基金条例を設けた上で特別会計といいますか、条例で積み立てておったということは報告受けておりました。

○橋本委員長 ありがとうございます。

先ほどの点につきまして、委員の皆さんの関連質問がございましたらお願いいたします。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の問題に移りたいと思います。

次に、この5, 550万円、市は整備基金として積み立てておったんですが、その5, 550万円を、寄附を受けておったものを返還してほしいというふうに言われたかどうか若干の争点になっております。ここら辺については野上元副市長も当時事務方の責任者として在任をされておったわけですが、そのあたりの経過、経緯について詳しく御説明をいただきたいと思います。

野上参考人。

○野上参考人 この件については、平成20年の4月ですか、寄附の代表者である吉村武司氏から旧アルファビゼンを市が直接改修、再生利用しないのであるから寄附の目的が異なるということで返還するように非常に強い請求が担当部署へあったと報告を受けました。平成20年12月に最終的に返還要求書を提出してもらって、その後予算措置を行い、平成21年1月にたしか返還したと覚えております。

○橋本委員長 先ほどの御答弁でございますが、委員の皆さんの関連質問をあれば。

津島委員。

○津島委員 野上参考人が当時副市長じゃなしに助役をされておりましたな。私が会議録を見ると助役になっとるんですね、会議録が。すぐ副市長になられましたかな。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 私が、新市合併してすぐの第1号、初期の、1番目の副市長、助役時代だったんですけど、その当時は、就任当時は助役の制度だったんですね。就任後に、あれいつだったかち

よっと覚えないうんですけど、1年か2年になって助役制度がなくなって副市長制度になって移行、副市長に移行したということですね。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 当時、助役か副市長、また上下水道部長もされておりましたな、兼任で。

〔「はい」と野上参考人発言する〕

それをされておられましたときの旧アルファビゼン購入と同額の寄附金返還について、少しお尋ねいたします。

平成18年5月26日に旧アルファビゼンへの寄附金を返還していただきたいとの申出書が出されとんですわね。それからまた、平成20年12月22日には寄附金返還要求書が出されておりますが、この2年半の間に吉村武司氏より市へ寄附金返還の要求がありましたか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 私はこれを、百条委員会の出席求められてこれ項目を拝見したんですけど、この返還の申請の平成18年と平成20年と2回に分かれてるということを書かれてるんですけど、ちょっと私の記憶にないんですよ。で、最終的にその返還、強い要求があつて返還申請書を個人個人で出してもらって返還したというのは記憶にあるんですけど、この2回受けたというのがちょっと私記憶にないんですね。また、2年ほど間があいてますよね、これ。2年、1年半ですか。

〔「2年半」と津島委員発言する〕

ねえ。だから、これがちょっと私最初の分が記憶に余りないんですがね。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 寄附をいただいてから1年少しでこの申出書というのが、平成16年3月9日に寄附をいたしました下記寄附金について当初の目的が達せられない見込みのため返還していただきたいので申し出ます。これは平成16年というのは誰かが、市役所の職員か、これミスプリントかというのを議会で私はしつこく聞いたんですけど、吉村市長は間違っておらんよというて言うんですけど、それはやりとりがあつて、最終的には市長のほうが間違えてたんですいう、認められとんですけど、その後2年半後にこの寄附金返還要求書、今参考人が言われたように利用するところが備前市において改修する必要がなくなったわけで、寄附の目的が達せられないことから寄附金の返還を要求いたしますと。つけ加えて特段の御配慮をよろしく願ひいたしますとつけ加えとんですわな。ほれで、この間、2年半の間には参考人、野上参考人は今さっき言われた平成20年4月に吉村武司氏から強い請求いうのを言われとるわけですね。この強い請求とはどういう請求でしたか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 一般的に考えて、市が寄附を受けて、その一般寄附として受けた場合には市のほうから返還するということはまず考えられないですよ。私も当初何で返さないけんのかというようなことをかなり庁議の中でも議論したんですけど、最終的に寄附者である吉村氏が自分の寄

附の意図が違ふと。寄附採納を受けたときの項目にも市の再生利用というふうな条項を一応書かれてるもんですから、寄附者がどうしても返してくれというんだったら返さざるを得んのじゃないかなと。で、その強い要求というのは、私は報告を受けたときに私が直接彼から聞いたということはありません。ただ、担当の三好部長のほうから私は報告受けて、非常に強い要求があったということ覚えております。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 それは何回ぐらいあったか記憶されておりますか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 それは担当の産業部長が1度か2度かは聞いてると思うんですが、何度あったかというのはちょっとわかりません。覚えておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 私が聞き及んでいるところでは、市役所へ吉村武司氏から寄附金を払わなったら訴えるぞとか、今度来るまでには首を洗うて待ってけえと言うたという話を関係の職員から聞いたというのを聞いたんですが、これは、野上参考人は聞かれたことありますか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 先ほど、私言ったように非常に強い返還要求があったというのは聞いてます。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 前西岡市長が平成20年12月10日に議会の場で寄附者からも返還を求められていると答弁されていますが、それは覚えておられますかね。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 それは議会のことですか。

〔「はい」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 野上参考人。

〔「本会議場で」と津島委員発言する〕

○野上参考人 それは当然市長が寄附者からの要求があったので、返還したいということは伝えたいと思います。

〔「結構です。以上です」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかに他の委員の皆さん関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 参考人は、20年12月22日の返還要求は記憶にあるけれども、18年5月26日の返還要求については記憶がないということでしたが、間違いありませんか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 はい、間違いありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その間に、平成20年12月22日に返還したのは議会へも要するに基金を取り崩して、それで一般会計に移し、それから予算も、補正予算も組んで正規にちゃんと返還確かに行っております。それについて我々も同意してるんですが、議論はないんですが、余地はないんですけども、平成18年の5月に出した、出てきた返還要求には当時の市長はそれを拒否しているわけですね。それで、今度はその後2年半たって今回は返したわけです。その間に何があったかという、NPOを立ち上げて、いわゆる市として改装する、改装整備する必要がなくなったから返すんだと、こういう提案なんですよ。ですから、やはり平成18年に市長が返還要求を拒否したその理由は何だったんだろうかなあということをお聞きしたいんですが、記憶ありませんか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 確たる記憶というのは私はないんですが、当然市長としてみたら先ほど私言ったように一般寄附を受けてるんであるし、市としてどうして返さないといけないんだというようなことを市長は言われとんのは覚えがありますね。ただ、市のほうが改修しないという条件があったもんですから、その次のときにはその寄附者の意図と違う。どうしても強う返せと言われるんだらというふうなことだったと思うんですけどね。その18年の分、5月の分について詳しい記憶というのは私は持ってないんですけど。

○橋本委員長 よろしいか。

もう、あとの予定を……。

〔「それから、あのう、よろしい」と野上参考人発言する〕

野上参考人。

○野上参考人 ただ、ぼんやりと覚えているのは、日にちはちょっと私覚えてないんですけど、片上まちづくりさんが賃貸をされたときの前後じゃないかと思うんですよ、この寄附金の返還。これ、だから平成20年じゃないかと思うんですが、私は。

〔「そうそうそう。そのとおりです」と田原委員発言する〕

だから、賃貸して費用も要るから返してくれと言われたのかどうかというのは私はわかりませんが、とにかく意図と違うから返してくれという要求があったというのは聞いてますね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 要するに、その辺が寄附をした趣旨にさかのぼってしまうんですよ。今回の百条の調査と若干違うんですが、やっぱり寄附は購入資金として寄附したのか、整備資金として寄附したのか、その辺のことがちょっとそこで議論になってくるわけですけど、少なくとも西岡市長は18年5月に請求が出たときには、これは購入資金として前市長が受けた寄附であって、いわゆる一般寄附ですよ。ひもつきでない一般寄附で受けたんであって、その使い道については確かに整備資金、整備基金として、整備資金として、基金として積み立てたんだと。したがって、平成18年5月には西岡市長はこれは拒否するべきだというふうに拒否をした。その後、NPOが立ち上がって、もう市として整備することはなくなったと。その後のことはNPOが整備をする

んだということで平成20年の要求に応じたんだと、こういうような私は解釈してるんですが、いかがでしょう。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 まあそのとおりだと思うんですが、私はその当時に庁議の中でも担当に言ったんですけど、なぜ寄附を受けたときにその整備基金の積み立てはいいんだけど、もっと明確に示さなかったのかと。本当に一般寄附でも使い道の白黒がないものをするのか、それともあくまでもアルファビゼンの再生のための基金に限定するのか、こういうふうなものをもうちょっと明確にすべきじゃなかったのかということは意見出したことはあるんですがね。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の質問に移りたいと思いますが、もう寄附金の返還交渉の内容についてであるとか、あるいは担当者、市側及び相手側についてというようなところの項目についても先ほどの説明の中にあつたやに思うんですが、とりたててこのことをお聞きしたいというようなことがございましたら委員のほうから質問をしてください。

田原委員。

○田原委員 市側は担当だったということなんですが、私は裁判までするぞという強要されてるんだということを当時助役の参考人からもお聞きしたことがありますし、担当者からも聞いたわけですよ、当時ね。それで、裁判してもらったらいいんじゃないの、負けたら返しやえんじゃないのというアドバイスをしたこともあるんです。そういうようなことなんですが、相手側は吉村武司氏だけだったのですか。それとも、ほかに何人かお見えだったのですか。弁護士とか、そういうような、あくまでも吉村さんだけだったんでしょうか。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 私が報告受けたのは、一応寄附者の代表として吉村武司さんと話したということとは聞いてますが、弁護士さんとか同席したということは聞いたことはありませんね。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 私はよろしい。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 確認になるかもしれないんですけども、幾つかお尋ねさせていただきます。

強い返還の要求が先ほどあったというようなことをおっしゃいましたけれども、じゃあそういう強さの度合いもちょっと曖昧で、どこから強い要求かいうのもわからんのですけれども、じゃあ担当されとった当時の部長から強いとにかく要求が先方からあるんだというような副市長に対しての御報告というのはどういうような形で報告はなされるんでしょうか。もう口頭でこういうような強い姿勢で先方が迫ってくるんですというか、要求してくるんですという、もう口頭なのか、何らかの文書のようなもので御報告されるのか、そこを教えて。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 最初は口頭で報告になってます。その後正式に文書でも出してもらおうというふうなことで言ったことはありますね。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、この場には当時の担当されとった職員の方、それから現役の職員の方もお招きしてお話をお聞きするんですけども、とにかく当時の状況であったり、もろもろの機関とのかかわりについてのとにかく記録が決定的に何か欠落しとるというか、とにかく当時の重大なことをお尋ねしても記憶を頼りにというか、そういうような御答弁が、状況が続いとんです。で、市役所、ああいう建物を管理する市として、あのう何て言うんですかね、5、550万円という大きな金額をめぐるようなそういった出来事について幾らかこう何月何日にこういうやりとりがあったであったり、それからこういうような出来事があったというようなことを明確に記録するような文化というか、慣習のようなものは市役所には存在しないんでしょうか。しなかったんでしょうか。そういうふうな。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 重要な件に関しては全部記録はあったと思いますけどね。総務のほうでやってると思うんですが。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 そこから先はもうまた改めて担当部署等にも求めていきたいと思うんですけども。じゃあ、副市長のお立場で部下から、担当者から御報告を受ける際にこういう出来事ありました、こういうやりとりありましたということが文書でもって報告がなされたこともあったという認識でよろしいんですかね。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 案件によりまして、口頭である場合もあるし、文書である場合もあるし、いろいろですね。

〔「ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

津島委員。

○津島委員 ちょっとつけ加えときますけど、私がこの平成18年5月26日の申出書を開示請求したことを議会で質問しとるときに、市長、吉村武司市長は申し出をつくっていただいたんが備前市のほうに、備前市の方に申し出をつくっていただきました。私はそこに捺印をしたわけですが、その機に私がよく見ておらんかったんでしょうか、平成16年3月9日にというところが平成17年が正しいということであったわけですが。私一つ一つこういう申出書をつくったものではございません。市のほうから御案内があつてここに押印をしてもらいたいということだけでございますので、一つその辺の基本的な事実誤認であろうかと思ひますという答弁をされとんですけえど、野上参考人はこの答弁について、本当に市のほうからこういう申出

書をつくったんですか。その点覚えておられませんかね。

○橋本委員長 野上参考人。

○野上参考人 返還要求書はあくまでも寄附者側だったと思いますよ。それから、返還についての最終的な事務処理ですか、支払いについての。これは市のほうがある程度原案つくったのか、名前を書いてもらうようにしたのか、一番最初に支払い段階においてはそういうふうな会計処理は市のほうで行ってると思うんですが、返還要求に関しては市のほうがこれをするから名前書いてくれと、そんなことはなかったと思いますよ。

○橋本委員長 よろしいか。

○津島委員 オーケー、オーケー。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で野上計行氏に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時22分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（末石 一氏） *****

証人尋問についてを議題とします。

初めに、本日举行う証人尋問についてお手元に配付してあります資料2に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることになっております。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、各証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、末石一証人に入室していただきますが、この際暫時休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時27分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料2としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と末石証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

それでは、末石一証人、宣誓書を朗読願います。

○末石証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年11月24日、末石一。

○橋本委員長 それでは、その宣誓書に署名、押印を願います。

お座りいただいて結構です。

それでは、全員着席願います。

それでは、これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立をして

発言をお願いします。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されますようあわせて要望いたします。

これより末石一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただきますようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは末石一さんですか。

〔「このままでいいですか」と末石証人発言する〕

はい。

○末石証人 はい、間違いありません。

○橋本委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○末石証人 間違いありません。

○橋本委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1点目でございますが、あなたは旧アルファビゼン内で働いたことがございますか。作業をやられたことがあるかどうかについてお答えをください。

挙手をお願いをいたします。

末石証人。

起立してください、答弁は。

○末石証人 働いたことはございません。

○橋本委員長 作業もされたことはないということですか。

○末石証人 ありません。

○橋本委員長 お座りください。

ただいまのような証言内容ですが、これに関しまして委員の皆さんのほうから関連質問はございますか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

3点目にも関連するんですが、どなたからか指示を受けて旧アルファビゼンに片づけに行った

り、あるいは不要品の搬出、持ち運び等々作業を行ったことも一切ございませんか。

末石証人。

○末石証人 私自身はそれを手伝いに行ったことも、作業をしたこともございません。

○橋本委員長 はい、わかりました。

そのような証言内容ですが、委員の皆さんから関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 末石さんが、末石さんと一緒にアルファビゼンへ手伝いに行って仕事をしたという
ような人の証言があるんですが、本当にありませんか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 私の記憶ではありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 記憶にないということなんですか、忘れたということなんでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 私の記憶の中ではアルファビゼンで作業をしたことはありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そうですか。それでは、きょうはここへ出られて緊張されとると思うんですが、今
までにこのアルファビゼンの盗難問題についてどなたかから問い合わせとか調査を受けたことは
ございませんか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 あります。調査いうんですか、いろいろ話をうちの家でそこへおられる津島議員さ
ん、それから私の恩師で行吉先生、それから何をされよんかはよくわかりませんが、永井さんと
いう方と話をしたことはございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今お三方の名前が出ましたが、その人たちにも一切アルファで働いたことはない
というふうにお答えされたんでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 記憶がもうその当時のことはよく覚えてないということはないですが、たしか行った
ことはないと言言したと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 そのような、一切とにかく仕事したことないというようなお答えをこの3人さんに
されたということですね。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 曖昧なことは言えませんが、私の記憶の中ではそういうふうに申し上げたと思
います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それから次に、まだあるのかな。

○橋本委員長 田原委員、一切アルファビゼンで、旧アルファビゼンで作業をやった覚えがないということであるならば、これ以降の設問はもう成り立たないということでございますので…

〔「いやいや」と田原委員発言する〕

あるとすれば7番目の盗難事件発生後、備前警察署から事情聴取を受けたことがあるかないかということぐらいじゃないかなと思います。

〔「2番の……」と田原委員発言する〕

2点目。

〔「はい」と田原委員発言する〕

2番のほんじゃあ問題について、株式会社備前まちづくりに所属しておったことがございますか。

末石証人。

○末石証人 この書類をいただいたときにこれを読みましたが、株式会社備前まちづくりということ自体、そういうもの自体私は存じておりません。

○橋本委員長 知らないということですね。

○末石証人 はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでは、備前自動車学校備前自動車教習所へお勤めになったことはございますか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 昭和54年2月5日より31年間勤務をしておりました。

〔後刻「昭和53年」と訂正あり〕

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 その中で、実は前回も加々本さんと言われる方に証人に立っていただいたんですが、アルファへ手伝いに行ったという人の名前の中におたくの名前があったんですが、おたくは加々本さん御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 もちろん知っております。知っておりますが、私はアルファに行った覚えはありません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃあ、これから名前を言う方の中であなたが知ってる方を教えてください。

タナカサトシさんという方を御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。もうこのままでいいですか。

○橋本委員長 知っておるかどうかで。

〔「一人ずつでいいですか」と末石証人発言する〕

一人ずつ言わんとわからんようになりますんで。

田原委員。

○田原委員 キムラカツユキさんは御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 この方はどんなことをされてた方ですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 備前教習所の管理者です。今でもそうなんではないんでしょうか、最近ちょっとやめてからよくわかりませんが。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 イシノヒロマサさんは御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ホウジョウヒサシさんはいかがですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 シミズさんという方御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 友延のハマサキさん御存じですか。

いや、違ってたら。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ミヤモトカズトシさんは御存じですか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 はい、知っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 この中の何人かの方が一緒にアルファへ手伝いに行ったという証言があるんですが、一切御存じないんでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 私の記憶の中ではアルファへ来た覚えはありませんね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 先ほど、3人の名前が出ましたが、津島さん、行吉さん、永井さん。それぞれ個別にお話でしょうか、一緒にあなたのおうちへ訪ねられたんでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 個別、永井さんは個別に来られました。あとの2人は一緒に来られました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今回、百条ですから慎重に答えてくださいね。私の聞くとところによればアルファの中で電線を運ぶ大変つらい仕事をしたんだというような証言をされたというふうにお聞きしてるんですが、そんな覚えはありませんね。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 ございませぬ。

〔「はい」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ございませぬか。

あとはございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございましたら、その後の部分の説明、質問事項も一切手伝いに行った覚えがないということでございますので、質問は成立をいたしません。ただ1点、7番目の旧アルファビゼンの電線等の盗難事件が発生した後に本件に関して備前警察署から証人は事情聴取を受けた覚えがありますか、ありませんか。

末石証人。

○末石証人 ございませぬ。

○橋本委員長 ないですね。

それ以外にこれは質問できるということがあれば、委員の皆さんのほうからあれば御質問ください。

ありますか。

田原委員。

○田原委員 先ほど、大勢何人か名前を話をしましたが、その人たちがアルファへ手伝いに行ったとか、そういうようなことを聞いたことはありますか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 全員が全員ではないとは思いますが、行ったことは知っております。何人かは行っております。それは私も見ております。

〔「その方の名前は……」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その方はどなた、先ほど話をした中のどなたからそんなこと聞かれましたか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 聞いたのではなく、私が教習所へ行っているときに朝アルファへ作業へ誰と誰は行きなさいという指示があつて、私は行った覚えはありませんが、何人かは行かされていたと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その手配はどなたがされたのでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 それは管理者である木村氏が指示を行いました、それはどこから、その上から多分指示が来てる、これは要らないことで。管理者である木村氏がしていたと思います。

〔「はい、ありがとうございました…」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかの委員の皆さんございませんね。

石原委員。

○石原委員 また、これも確認なんですけれども、少しお願いします。

先ほど、勤務、備前自動車備前教習所ですか、勤務の期間の御発言ございましたが、確認なんですけれども、昭和54年から何年まで言われたんですか。

〔「ごめんなさい、53年です」と末石証人発言する〕

昭和53、もう一度。

○橋本委員長 53年から31年ですかね。

末石証人どうぞもう一度お答えください。

53年から31年間じゃないかと……。

○末石証人 53年の、そうです。53年2月5日から。

○橋本委員長 2月5日から。

○末石証人 31年間。

○橋本委員長 31年間。

○末石証人 ちょうど31年間。

○橋本委員長 よろしいか、石原委員。

石原委員。

○石原委員 昭和53年から31年間で、今ちょっと慌てて計算なんですけれども、平成では何

年になるんですかね。約7年前までお勤めだったという認識でよろしいんですかね。いかがでしょうか。

○橋本委員長 末石証人。

○末石証人 20、ですね、そうです。7年前まで。

○橋本委員長 ですね。

○末石証人 はい。

○橋本委員長 2009年までですからね。7年前ですね。
よろしいか。

○石原委員 結構です。

○橋本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、それではこれもちまして末石一証人に対する尋問は全て終了をいたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はありがとうございました。

退室をしていただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後3時56分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き本委員会を再開いたします。

大変長らくお待たせをいたしました。

皆さんにお諮りをいたします。

***** 証人の不出頭について（秘密会） *****

この証人が出頭できないことについてということをもつて議題としたいんですが、その際個人情報にかかわることが出てまいりますので、これからしばらくの間、秘密会にしたいと思いますが、お諮りをいたします。

秘密会を開くことに賛成の方は挙手を願います、挙手。

〔賛成者挙手〕

御異議ないということで、挙手全員と認めます。よって、秘密会とすることに決定しました。

それでは、議員、事務局職員以外の方は退席願いますというてもう誰もおらんですね、一般傍聴人も。

それでは、ただいまから本委員会を秘密会といたします。

[秘密会の議事]

[「委員長、秘密会解いたほうがいいんじゃないかな」と呼ぶ者あり]

ほいじゃあ、これから後の議事については秘密会でなしに口外してもよろしいという一般の百条委員会にいたしたいと思います。

よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように取り計らわさせていただきます。

***** 情報提供依頼について *****

2点目の情報提供依頼ということで、皆さん方に今資料としてお配りをいたしました旧アルファビゼン盗難事件の真相究明に向けてということでいろんな文字が並んでおります。写真をここに旧アルファビゼンをということで載つけようと。なぜなら、被害現場を載せると余りにも前回の我々の現地調査がおかしなもんになるということで、これはもう全景写真ぐらいしか載せられんなどということですが、これを執行部に12月1日に市民に配付される「広報びぜん」に折り込んでいただくということを要求するというふうに幹事会では一応決定をいたしました。本委員会で各委員の皆さんの了解を求めたいと思います。いかがでしょうか。

津島委員。

○津島委員 全景、アルファの全景写真を載すということですが、私は全景を半分載せて、あと半分をやはりどねえな電線が盗難に、なっとんかいうのを写すため、写真がなけりゃ私が提供してもよろしいですけどな。平成、去年の4月9日に30枚ほど撮りますから。

○橋本委員長 その写真がこの前の我々百条委員会が現地を視察したときの写真であるかないかということになるとまた問題も起きます。だから、被害を受けておるところの直接的な写真は百条委員会も一応執行部も信義に基づいて我々に許可をしたということですので、その信義は守るべきだというふうに、幹事会ではそういうふうな格好でとりあえずこの写真はアルファビゼンの全景写真を載せる以外にないんじゃないかという結論に達した次第でございます。御了解をいただけませんか。

津島委員。

○津島委員 私はやっぱり電線を切られた現場を、写真を半分、やっぱり市民の皆さんに見てもらいてえと思いますけどな。

○橋本委員長 その他の委員の皆さんどうでしょうか。

○田原委員 あれ、何か日にちが入ってたんじゃないですか。

〔「私のは入っております」と津島委員発言する〕

ほな、それで構わんのじゃない。

〔「せえで、執行部、あれはどんなかな、入江君よ。日にちが入ったか。入れるか。百二、三十枚とっとうが。スマートフォンは入らんかな」と津島委員発言する〕

〔「入っとる」と呼ぶ者あり〕

〔「入っとる」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 この間のやつは執行部と、これは……。

○橋本委員長 の約束で百条委員会が……。

○田原委員 この間のやつじゃないというのがわかったら構わんのじゃないの。

○橋本委員長 はい。

○守井委員 警察も話をしてるように、本人しか知り得ない情報を一般に公開するというのはやめてくださいという要請があるわけだから、それを誰も見れるような形のものはいくらでもないかなあというふうに私も思いますけどもね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 意見が常にかみ合わんのんですけどな、それ1枚ぐらい出して、それがもう犯人しか知り得ない情報ということじゃねえんじゃないんかというてわし刑事課長が来たときでもそういうふうに言わせてもろたはずじゃけどな。

○橋本委員長 守井委員。

○守井委員 1枚がええんならほかのもよからうということに当然つながるんじゃないんですか。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 犯人しか知り得ないということじゃないじゃないのいうて、それでもしそれが私たちが持つとる写真を公開したらどういう罪になりますかいうことをわし刑事課長に言わせてもろたよ。それで、別にそれについてとがめがあるということも言われなだし、別構わんのじゃないの。それすらストップするかいうて警察がストップする権利はない思うよ。私たちは市民の財産がなくなつとることをどういうふうに市民に知らせ、そのためにちょっとでも被害が少なくなることを調査するのが百条委員会じゃもん。

○橋本委員長 守井委員。

○守井委員 当然それはそういう話になっても百条の趣旨を踏まえながらやっていくということをお忘れてはいけないということだと思います。写真の中身についてはアルファ全体のもんで十分じゃないかと私は思いますけどもね。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 例えば、市民公開した、一部市民に公開して、募集して、電線の切られとるところ一切見せてない。市民の人は全然真実がわからんわけですよ。そのぐらい写真載せて、そういう支障があるぐらいまでいっとんならもう犯人つかまえとるよ。もう警察当てにならんわけじゃから、はっきり言うて。それを我々が市民にそういう真実を知らせて、それお願いするしかないんじゃないですか。ほんまじゃあ、切られとる。わからんよ、市民の人は。我々は見してもろとるけど。

○橋本委員長 ほかにどうですか。

最終的には今事務局からの提案もあったんですが、この掲載する写真については正副委員長にもう一任をくださいということで取りまとめる以外にないのかなと。

〔「はい、一任します」と田口委員発言する〕

恐らく平行線をたどるのではないかなというふうには思います。もし仮に載っけるにしても、この前百条委員会で調査に行ったときに写した写真は、これは信義則に基づいてそれは使わないと。ならば、その以前あるそういうふうなフリーのときに、写してもよかったときに写しとる写真を充当するという格好にはなるかとは思いますが、正副委員長に一任いただけますか。

掛谷委員。

○掛谷委員 これだけちょっと確認したらいいんじゃないかと思うんですけども……。

○橋本委員長 何を。

○掛谷委員 確認、警察のほうへ。今の信義に基づくこの間行ったのは使いません。じゃあ、今提案あった津島さんの写真なんかをこういう形で公に、市民にするについては特段問題ないでしょうなということちょっと聞かれたらどうでしょうかという提案をしとく。問題なけりゃそれでよろしいです。問題ないとおっしゃられりゃそれでええんですから。いやいや、これは捜査と関連があるところじゃったらこれやばいですよと言われたらやめといたほうがいいんじゃないですか。それだけちょっと言うときます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 1カ所、これだけ撮られとんなら、そらああれできんのよ。何百カ所いうところを撮られとる、その一つを公開することによって支障が大きく支障になるとは私は思わんし。

○橋本委員長 掛谷委員。

○掛谷委員 だから、何百カ所であろうが、1カ所であろうが、公開の、それを現場を公開することが警察としてオーケーです言ったらええです言よんじゃが。そこは確認されたほうがいいんじゃないでしょうか言よんよ。

〔「オーケー、オーケー」と呼ぶ者あり〕

それだけのことよ。

〔「聞いてみんせえ」と呼ぶ者あり〕

〔「聞いてみましょう」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 僕も少しでも市民の皆さんに現状を知らしめるというか、理解いただくためのその写真掲載は求めるところは同じなんですけど、あくまでこれをチラシにするか、折り込むかという最終判断はまだ執行部が最終判断するわけでしょ。百条委員会としてはこれをお願いしますで。そうなったときに、執行部がそういう写真に対して百条委員会でさえ、調査でさえマスコミなり撮影も1名に限定されたような写真をここでお願いしますでいったら、このチラシ自体を却下というか、入れれんわ。じゃけ、そこで親切丁寧にいやいや百条委員会さん、この写真だけは控えてください、こっち全景なら入れますけど。写真を入れることでこのチラシ、折り込み自体が差し戻されるような、何かそんなイメージもあるんですけど、そこはちゃんとこう執行部側と協議をして……。

○橋本委員長 確かに言われることも一理あると思います。したがって、正副委員長で協議をしながら、執行部にも協議をしながら、もし執行部が載せてあげましょと、しかも被害現場が写つとるところの写真があつとつてもチラシに入れましょということになれば警察に理解を求めると。それで、執行部がそんなやつはもう、被害現場を写つとる写真はチラシとして入れられんということになったら一般的な外観写真と。その外観写真が写したやつも入れられんということになったらそれはそのときのことで、委員の皆さんも百条委員会は一応全会一致でこういうビラを、全景写真を写したものであれば市民に情報提供を呼びかけようということを決めたわけですから、それなりの覚悟をとりあえずしとっていただけたらというふうに思います。

尾川委員。

○尾川委員 全会一致というより、私条件言よんのは、警察にいう話はしとるよ。警察に連名でやるべきですよという意見は覚えといて。

○橋本委員長 お聞きしております。それも、その警察のほうを含めて警察をここの中に載せるということになると協議をしなきゃならんと、物理的に無理であるというようなことを言われて警察のほうの名前や電話番号等々はここでは割愛をしました。で、確かに尾川委員が幹事会でもそのように言われたというのは承知しております。ところが、28日にこしらえて持っていかんことにはもう間に合わんのんです、物理的に。今ここで何ぼ協議してもその写真が28日までに、27日にプリントせにゃならんのですね、事務局。27日にプリントしたやつを28日に持っていかんと折り込みしてもらえんのんです。そういうふうなことでございますので、一応正副委員長に御一任をお願いできますか。

よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はいじゃあ、そのように取り計らいます。

守井委員。

○守井委員 載せることについてはそれでいいですけど、これが実際入ったときの対応の仕方いうルールをある程度つくつとかなないと、例えばどういう電話が入ってくるやらわからないケースがあるかと思うんです。匿名もあれば連絡先もきちっと報告のあった上、個人名を明らかにして

連絡がある場合もあるかと思うんですよ。だから、そのあたりをやっぱし明確にある程度ルールづくりをやっとかないと、何でもかんでも情報が入ってくるという危険性があると思うんで、その辺はちょっとよく検討しとっておいてほしいなあと思います。

○橋本委員長 漠然としたルールづくりということでの提案がございましたが、具体的に何かこういうふうなルールづくりする……。

守井委員。

○守井委員 具体的に情報源を、発信元ですね、どこのだれべえかということをはっきりと、その情報を提供するということがない限りは……。

○橋本委員長 匿名は受け付けないというルールを……。

○守井委員 そうです。

○橋本委員長 つくつとこうかということですね。

○守井委員 つくつとかないけないんじゃないかという提案です。

○橋本委員長 ただいまそのような提案がございましたが、匿名は、情報提供者の名前を伏せた場合にはそれはもうお聞きできないというふうにお断りをするということではいけないかという提案なんですけど、いかがでしょうか。異議がなければそのようにさせていただきます。

田原委員。

○田原委員 取り扱いは別として、情報としては受けてもええんじゃないかな。使うか使わんかは別として。

○橋本委員長 匿名というて書いてあっても……。

○田原委員 私だって匿名の情報何ぼでもあるよ。名前のあることしか公表してないけど。

○橋本委員長 守井委員。

○守井委員 匿名の情報というのは結局責任のない情報ということにも言い換えられるんで、やっぱしきちんとした発信元が明らかになるべきではないかというふうに私は思います。

○橋本委員長 ほかの委員の皆さんいかがでしょうか。

掛谷委員。

○掛谷委員 そうなるとこのチラシにそんなことに、入れにゃいけんということになるんですよ。だから、ガセネタじゃない、失礼、そういうふうないろんな情報は入ってくると思いますよ、そら。ただし、その判断の中では匿名のものは、これは活用しないということではいいんじゃないかと思います。

〔「ええが、それで」と呼ぶ者あり〕

しょうがない、それは。これだけの文書の中で、わからん。

○橋本委員長 ただいま掛谷委員からそういうふうな提案がございましたが、折衷案的な格好になるかと思いますが、そういう方向で臨ませていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。では、そのようにいたします。

それから、近所に対してビラを配る分についてはちょっと待ってください。

***** 次回の委員会について *****

次に、次回の委員会について、開催日時についてをお諮りをいたします。

先ほど、幹事会でいろいろと協議をいたしました。正式な証人あるいは参考人を呼ぶ委員会は12月14日といたしたいと。で、それまでに一度11月30日、これは11月定例の初日の日でございますが、この初日の議事が終了後、庁舎建設の特別委員会が開催されます。それが終わった後に我々委員の、委員だけといったら語弊があるんですが、委員と事務局で今後の方針について打ち合わせの委員会を開催してはということで了解を、幹事会では了解をいただきました。その11月30日に協議する事項とすれば12月14日にお呼びをする参考人あるいは証人についてをどのようにするかと。あわせて11月28日に弁護士に相談をいたします塚元氏への対応についてもこの30日であればほぼ結論が出ておるであろうということで、30日に再度この委員会を開きたいというふうに思っております。皆さん方の御意見を伺いたいと思います。したがって、きょうのこの委員会で誰を12月14日に呼ぶかという結論は、きょうは出しません。11月30日の特別委員会で結論を出すということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なければそのように取り計らわせていただきます。

その際に、先ほど幹事会で話がありました旧アルファビゼンの御近所に住んでおられる方々へ特別に情報提供を求めるビラ、これも配付するんですが、これについても30日にその案を皆さんに出してお諮りをしたいと思います。これにつきましては、執行部に28日までに持っていくか、あならんというようなものではございませんので、そこら辺は御理解をください。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと認めます。よって、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、長時間にわたりましたが、本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を以上でもって終了いたします。

長時間御苦勞さまでございました。

午後4時26分 閉会